



2021年5月19日

各 位

住 所 東京都練馬区北町三丁目10番18号  
会 社 名 日本高純度化学株式会社  
代 表 者 代表取締役会長兼社長 渡辺 雅夫  
(コード番号4973 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 小島 智敬  
(TEL. 03-3550-1048)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役に対し、本制度に基づき割当てられる譲渡制限付株式の払込金額相当額の金銭報酬債権の支給のご承認を求める議案を、2021年6月18日開催予定の第50期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度を導入する理由

対象取締役に対して、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、本制度を導入するものです。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の取締役の報酬額は、2013年6月21日開催の第42期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。また、この報酬とは別に2014年6月20日開催の第43期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して株式報酬型ストックオプションの新株予約権としての割当てのための報酬額を年額50,000千円以内とご承認いただいております。本株主総会では上記の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、本制度を新たに導入し、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を上記の取締役の報酬額（年額300,000千円以内）とは別枠として設定することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は年額50,000千円以内といたします。

##### (2) 対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年20,000株以内とします。ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において当社の取締役会にて決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において本議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社は、本株主総会において本議案をご承認いただくことを条件に、従前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本議案の内容に沿った形で改定することを本取締役会において決定しております。また、各事業年度に割当てする譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.32%（10年間に亘り、譲渡制限付株式を上限となる株式数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.17%）とその希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると判断しております。

以 上